



答 申 第 7 5 6 号
令和元年 8 月 28 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、令和元年 8 月 19 日付け神戸市長
広聴第 252 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

電子申請受付システムを利用した市政への意見受付について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 市民からの市政に関する意見や提案を寄せていただく「市長への手紙」制度の受付を、
兵庫県電子申請共同運営システムを利用した受付に変更することは、「市長への手紙」を
即時に把握することを可能とするものであり、市民サービスの向上に資すると認められ
るので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することの
ないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わ
なければならない。

電子申請受付システムを利用した市政への意見受付について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【要望者情報】

- ・ 回答要否
- ・ 名前
- ・ ふりがな
- ・ メールアドレス
- ・ 住所
- ・ 電話番号
- ・ 性別
- ・ 年代
- ・ 提案・意見の内容
- ・ 添付ファイル